

重要な問題が起つたときに、重点あるいは緊急事態への対応も更に、あるいはまた技術の進歩とか合理化への対応も、彈力的な運営によって可能になると考へております。

科学技術行政のために役に立つ評価というの成果に即応するということで、いろんな問題を含んでおります。もちろん、技術やそれから知識に内包される倫理問題もありますし、リスクベネフィット、それから相互作用、副作用の予知とか早期発見、それから情報収集とその効果的な開示、それから危険防止の対策など、非常に多くの人員とそれから人材を要求する作業でございます。

国際的にも、最近、科学が進歩するに従つて、これらに必要な人材が求められているというの書きました運営の、理想的評価科学の実現に必要な人材と人材確保が可能になるということが、私は最もこの行政法人に期待しているところであります。

私は、相当長い間、先ほど申し上げました医薬品ばかりではなく、食品、化学物質、家庭環境の物質等を含めまして、有効性、安全性を評価するという研究事業、研究業務をやつておりますが、これまで公務員の定員削減というのが行われております。これは公務員全体、すべての部門に原則として均一に掛かってまいります。均一に掛かってまいりますので、重要なところだけではなくて、だけというか、重要なところがあるは重要でない部門かということと関係なく、一律に定員削減が各省庁ごとに掛かってくるということになつておりました。

私のおりました国立医薬品食品衛生研究所でも、私が入りましたときは三百六十名ぐらいおりましたけれども、私が辞めますときには二百八十名ぐらいになつております。仕事はもう十倍以上重要な奥の深いあるいは幅の広い仕事を担当しなければならないというような、言わば悲劇をさんざん味わつてまいりましたので、この状態ではこ

ういった安全確保という意味で国民の請託にこなされないというふうにかねてから考へております。

したがいまして、今回の行政法人が、言わば理想的といいますか、より良い評価科学の実現に必

要な人材と人員の確保ができるのであれば非常に喜ばしいこと、それから、できるようにしていたいと思います。

四番目に書きました個別事項につきまして簡単

に申し上げます。

この独立行政法人の設立によりまして、審査の効率化ということが言われております。しかし、審査の効率化は、より早いばかりがないというわけではありません。早いことがかなり主張されておりますが、私はより正しく、あるいはより説得力のある審査をやつていただけるようになるだろうと考へます。

それから、二番目の審査、監視、安全対策の緊密な連絡責任。薬事法の改正でもこれと同じような精神が盛り込まれておりますが、医薬品の製造も含めて、品質の事前審査が可能になるというこ

とであるとか、あるいは添付文書とか附属情報が十分整備されるであろうということであるとか、あるいは被害救済に至るまでに関しまして薬事行

政全般に關連した人たちが共同での連絡責任を負

うことができるということと、そういう点のメ

リットが出てくると考へております。

それから、三番目は研究振興についてですが、

国に代わって、国に代わってというか、国がやらなければならぬ研究振興というのは実はあります。

して、これはどうしても必要である、しかし企業

のやるべきことではないということのかもしけません。これにつきましては厳密な評価を行い、

安易な研究振興ではなくて真に必要性の高い研究を推進することができるのではないか。研究者に

研究予算、経費が、これが単年度予算でなくて

繰越しで使えるようにしていただければ大変研究

者としては助かるのではないかと考えます。

国際化、国際対応は、当然のことながら、皆が一緒になつてそして十分な整備の実績を現していく

だければ、これができると考えております。

時間が、超過して申し訳ありません。

ありがとうございました。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございます。

参考人。

○参考人(藤山朗君) 製薬団体連合会の藤山でございます。

本日は、新独立行政法人の在り方につきまして、当業界に対し、意見陳述の機会をお与えいただきまして感謝を申し上げます。

優れた医薬品を創造し、より早く疾病の治療や健康の増進に貢献するということは、製薬企業の基本的な使命でございます。グローバルな競争がますます激化する中でありますと、製薬企業がその生命線であります研究開発に最大の努力を傾注することは、当然であります。産業ビジョンにも示されておりますとおり、我が国の行政の役割も国際水準にイコールフルハッティングすることが強く望まれるところでございます。

この観点から、先般、薬事法が改正されまして、また産業ビジョンが策定されましたことは、初めて本格的な産業政策が提唱されたものとして、我が製薬業界はこれを歓迎いたしております。

その一環といたしまして、このたび、バイオ、ゲノムの世紀にふさわしい薬事行政を推進し、国レベルでの実施体制を整備するために新たに独立行政法人を設立するということにつきましては、當業界として賛意を表するものでございます。

しかし、組織は、よくその機能を果たすために

は、運用の在り方が最も重要なことでござります。

せつかくのこの機会でございますので、新しい組織につきまして、主として運用面を中心以下との諸点につきまして要望いたしたいと存じます。

第一は、治験相談及び承認審査体制の充実強化

についてということでおございまして、治験相談、これは開発の初期段階から治験相談というものが行われるわけでございますが、この治験相談から承認審査までを一貫性を持ちまして、一体化した業務と考えていただきたいということでございました。

それから第二に、申請、審査過程を効率化し、

審査期間の短縮化を図つていただきたい。これは、先ほど内山参考人も言われましたように、ただ単に短縮化を図るということではございませんで、内容の充実、効率化を含めて若干なりとも短縮も図つていただければということであります。

第三に、医療上特に必要性の高い医薬品につきましては、ファストトラック制を導入していただきたいことでございます。

それから第四、最先端の科学技術知識に対応できる専門性の高い審査官の確保策を講ずるとともに、国際標準となり得るよう体制強化を図つていただきたい。そのためには、恐らく産官学の人材交流というものを必要ではなかろうかというふうに考えております。

第五に、審査は国の行政事務でございますので、審査手数料は適正な水準に設定をしていただきたいことでございます。これはあくまでも本来国の行政事務であるということは、先ほど内山参考人も言われたとおりでございます。

第一に、安全性情報処理の拡充についてでございますが、膨大化する安全性情報に的確に対応するためには、製薬企業だけでなく、行政及び医療関係者が共同して網羅的な情報ネットワークを構築することが必要でございます。さらに、国際化の進展に伴いまして、先進諸国との行政機関相互の連携等の必要性が高まっておりまして、行政の果たすべき役割はますます重要になつております。

一つは、こうした中におきまして、新独立行政法人が医薬品の安全性情報を医療関係者、製薬企業から集約し、その情報を科学的に分析し、その結果を医療関係者、製薬業界が迅速に共有できる、

また国際的にも共有できる体制を構築していただ

きたいことあります。

第一に、各セクターの役割と費用の分担の在り方につきましても、関係者間で十分協議をし、納得のいく解決を図るようにしていただきたいと存じます。

題は解決するものというふうに私どもは考えておりま
す。
以上でございます。

また、華害エイズ裁判の教訓から、研究開発部門と安全監視部門を分離した、それもこの法案で覆されようとしています。

す、それを使わず、薬害エイズで被害を拡大させたことは記憶に新しいことです。厚生労働省が権限は渡さず国が持っていると幾ら言つても、副作

○委員長(金田勝年君) ありがとうございました。
た。

第三回 新しい研究開発のうねりで、ついでございますが、ゲノム創薬を始めとする最先端医療分野の基礎研究成果を技術移転し、産業化につなげていく上におきまして、バイオベンチャーの果たす役割は大きいと考えます。このうち、当社は、見合の出資実績はこれと

このたゞ
三葉原
現行の上場規制は、これが廃止され、新たに産業活力再生特別措置法、十一年に制定されましたこの特別措置法によるいわゆる日本版バイ・ドーリー条項を導入した研究委託制度の創設も其題意としてござります。さて、今

の創設を要請してきたところでございまして、今回これが法案に盛り込まれましたことに賛意を表し、その成立を期待いたしました。

第四いたしまして、健康被害救済業務についてでございますが、一つ、生物由来製品の感染被害救済制度、これが新しい救済制度として創設されるということでございますが、この創設につきましては、その必要性を理解いたします。

二つ、新救済制度は、現行の医薬品副作用被害救済制度とは完全に独立したものとしていただきたいと存じます。

べています。

責任を持つた機関を望んで、いるのです。
独立行政法人通則法二条に、独立行政法人とい
うのは、^{国民}が自ら主本になつて実施する必要のな

ズの教訓に学び、審査部門及び安全対策部門、被害者救済部門、薬の研究開発部門をそれぞれ分離され、特に審査部門及び安全対策部門は国の責任で

品や機器などを輸入するにあたっては、税金を支払う必要がありますが、感染被害の発生のリスクといふのはそれぞれ大きな差異があるものと思われます。ところから、この拠出金につきまして、リスクに応じためり張りのある拠出金率を設定するようお願いいたします。

第四に、なお、現在、医薬品機構は出資事業を行っておりますがゆえに法人税課税法人となつておりますけれども、この両救済業務は当然非課税であるべきものと我々考えておりまして、非課税化を強く希望いたします。さきに挙げました新しい研究委託制度が実現いたしますと、この課税問題

ように、スマモン被害者が全国から上京し、連日国会を訪れ、与野党に要請した結果、医薬品副作用被害救済基金法と同機構はできたのです。この機構の初代理事長は高裁裁判官を退官された方でした。それは被害者や国民を納得させるためでした。私たち被害者も納得していました。ところが、いつの間にか理事長が厚生省薬務局長の天下り先の指定席になってしましました。逆に、機構の民主化のために被害者団体代表かその推薦する者を役員にの要求をしてきましたけれども、

いもののうちで、民間に任せても構わない業務
云々とされています。医薬品や医療用具などの審
査や安全対策は国が主体となって直接に実施する
必要のあるものであって、独立行政法人の定義に
は当てはまらないものであるということを私は強
く指摘しておきたいと思います。

当時、史上最大の薬害と言われ、一万数千人の
犠牲を出したスマントンの血のにじむような運動の中
で、ようやく薬事法を改正して、副作用報告を受け
たときは市販の薬を直ちに回収できるよう国が
その権限を直接使えるようにしたにもかかわらず

費用で公正かつ慎重に行うよう求めたいと思います。
三つ、独立行政法人が非公務員型であるということは、天下り、天上がりが自由で野放しということを意味しています。現在、人事院規則で制約があつても、薬務局長がミドリ十字社長に天下り、エイズ裁判で刑事罰を受けた反省は一体どこに行つたのでしょうか。

この法案では、利害関係者であるから製薬会社の現職重役は役員の理事になれないと制限をしていますが、元重役の理事就任はできることに

なっています。しかも、理事には組織運営の経験がある者を予想しているという十一月七日の厚生労働省説明を私たちは聞きましたが、天下り又は天上がりを考えているということであり、更に製薬会社と厚生労働省の癒着が進むことを示唆しています。

しかも、この法案では、非公務員型ですから、役員でなければ制限なくこの機構に採用できます。専門家という名の下に製薬会社の社員が出向などの形で容易に出入りできるわけです。極端な場合は、大型新薬が完成する前に実務担当者をA製薬会社から採用し、通過し終われば次の大型新薬を控えたB製薬会社と交代させるという談合と同じことが公的機関で行われる、その道を開いていると言えます。

あるいはまた、大手の製薬会社から十人ずつ採用し、お互いに副作用の監視を甘くし、出向の会社に帰るときのために報告書に手心を加えるといふことも可能な法案です。その上、お金まで製薬会社に出させるというのですから驚き入ります。審査を早くするという十一月二十四日の日本経済新聞の報道を受け、翌日、製薬会社株が上がったことはこのことと無関係ではないと思います。

大臣に報告もしない、国民の代表である国會議員にも、私たち当事者である被害者にも話さないうちに、何か月も前に真っ先に製薬会社には職員の増員まで説明している。そのことがこの法案の意図しているものを端的に示していると思います。

要するに、この法案は、国民の健康や安全ではなく製薬会社の利益を優先するためのものであると言つても過言ではありません。これではまた薬害が起ります。国民の命の安全や健康は保障されません。

四つ、現機構でも、被害者代表が推薦する者を理事にと要求しても入れませんでした。その結果は、国民一般に被害者の救済制度があることが余り知られず、しかも、支給条件を厳しくし、救済人が数が少なくなつて金が余ったからと製薬会社

からの徴収金を少なくするということが行われてきました。そうした問題がありながらも、評議員制度があつて、一応消費者代表が形の上では入ります。専門家という名の下に製薬会社の社員が出向などとの形で容易に出入りできるわけです。

五つ、生物由来製品にかかる健康被害を救済制度の対象とすることは、医療の現状から当然だと考えますので、賛成いたします。

以上、被害者としての意見を述べさせていただきましたが、要するに、この法案は国民の命にかかわる重要な法律ですから、審理に慎重を期すべきです。今国会で慌てて成立させるようなことはしないでいただきたい。市販後安全対策部門及び審査部門は、始めから終わりまで国が経費も含めきちんと責任を持つて行う、加害者と被害者と同じ組織に置くという人間の感情や尊嚴を無視したことをしていない別組織にするなど、抜本的に検討していただけたいとお願いいたします。

命の問題ですから、野党とか与党とかいう立場を離れて、再検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございます。

次に、濱参考人にお願いいたします。濱参考人。

○参考人(濱六郎君) 濱でございます。

私は、二十年以上、病院の内科医としまして診療をしてきました。良い薬がなければ医療は成り立たないといふことは、したがつて非常によく知つております。一方、公衆衛生学を学び、臨床薬理学者としても大学で医学、薬学を教える、大学で学生を指導してきました。薬を医療の現場で適切に使用するため、副作用を監視し、無効、有害な薬を監視し、情報を発信してきてまいりました。

一九九七年からは病院を退職して、有益な薬と

無効、有害なものを見分けるための仕事に専念してしております。製薬企業の援助は一切受けないでやつております。企業に頼ると評価が企業に甘くなり、偏るからであります。このような仕事をしている医師として、今回の法案に対する考え方を述べさせていただきます。

この法案の最大の問題は、薬の審査や監視を実施機構に被害者代表が推薦する者を役員に入れることがあります。国民に救済制度を知らせることがあります。国民党は、国民に救済制度を知らない、偏るからであります。このような仕事をするという点であります。

この法案の最大の問題は、薬の審査や監視を実

際に行なう重要法案ですから、審理に慎重を期すべきです。市販後安全対策部門及び審査部門は、始めから終わりまで国が経費も含めきちんと責任を持つて行う、加害者と被害者と同じ組織に置くという人間の感情や尊嚴を無視したことをしていない別組織にするなど、抜本的に検討していただけたいとお願いいたします。

命の問題ですから、野党とか与党とかいう立場を離れて、再検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございます。

次に、濱参考人にお願いいたします。濱参考人。

○参考人(濱六郎君) 濱でございます。

私は、二十年以上、病院の内科医としまして診療をしてきました。良い薬がなければ医療は成り立たないといふことは、したがつて非常によく知つております。一方、公衆衛生学を学び、臨床薬理学者としても大学で医学、薬学を教える、大学で学生を指導してきました。薬を医療の現場で適切に使用するため、副作用を監視し、無効、有害な薬を監視し、情報を発信してきてまいりました。

先日、私たちが日本にお招きました国境なき医師団のエレン・トゥーンさんという方にこのシステムのことを話したところ、即座に、これは鶏の番をキツネにさせるようなものだということを言わされました。全くそのとおりだと思いました。

月十四日の表紙には、FDAの建物とともに、FDAの持ち主はだれか、製薬企業か、それとも国際に担当する職員に製薬企業の社員を大量に投入するという点であります。

今、高橋さんが述べられたように、スモンを始めるサリドマイド、薬害エイズ、硬膜のヤコブ病、それから薬害肝炎、これらの薬害を、日本の企業はこういう大規模な薬害を繰り返し繰り返しやつきました。一部の企業だけではありません。大企業だけではありません。最近六年半で、アメリカで販売許可多数の製薬企業が何らかの薬害に関与してきております。

今度の新法人は、そのような企業の人物が大幅に参加してくるわけです。そして、企業の意見は取り入れられても、これを監視する組織があります。理事長が理事を決め、理事会が職員を決めます。大企業の意向が大きく人事に影響するわけですね。甘い審査とか危険なものを医療現場に放置してしまうことも可能であります。公正な審査や市販後の監視ができるはずがありません、こういうことでは。

こんなシステムはヨーロッパにももちろん、アメリカにありません。アメリカは、費用の半分以上を企業の資金で賄つておりますけれども、人

によつてはメーカーには頼つております。日本は、お金だけではなくて人まで企業に頼るうとしているわけです。後で述べますけれども、審査や監視を国の機関がしていても、アメリカよりもひどい審査が行われております。今よりも更に悪くなるということは目に見えております。

先日、私たちが日本にお招きました国境なき医師団のエレン・トゥーンさんという方にこのシ

ステムのことを話したところ、即座に、これは鶏の番をキツネにさせるようなものだということを言わされました。全くそのとおりだと思いました。

国民の命が懸かっているわけです。

アメリカは、以前は審査が厳しいことで有名であります。専門家として有名になつております。イギリスの医師会雑誌、これがそうですけれども、今年の九月十四日の表紙には、FDAの建物とともに、F

D Aの持ち主はだれか、製薬企業か、それとも國民かというふうな大きな見出しがあります。

月十四日の表紙には、FDAの建物とともに、F

D Aの持ち主はだれか、製薬企業か、それとも國

民かというふうな大きな見出しがあります。

月十四日の表紙には、FDAの建物とともに、F

D Aの持ち主はだれか、製薬企業か、それとも國

臨床試験でも実際に毒性が明らかになつていま
す。よく聞いてください。腫瘍が小さくなる率が
8%です。イレッサの害による死亡が7%出ています。
大部分が間質性肺炎です。死亡しない間質
性肺炎はもつとあります。だから、わずかにがん
が小さくなる割に、その代わりに同じくらいの人
が死ぬということになります。皆さん、こんなも
のが薬として使える必要がない。

ところが、実は、メーカーは八月十九日に寿命
延長効果がなかつたということを公表しました。

日本の審議会に相当するアメリカの抗腫瘍剤諮問
委員会は八月二十日にイレッサは有用という評価
をしたのですけれども、FDA自身が八月十九日
のこの報告を重視して、迅速審査の対象なんです
けれども、それでも承認を延長しました。日本の
審査センターでも当然この報告を受け取ったはず
ですけれども、しかし、日本では承認されたので
す。

こうなことが、ここ一日、二日で調べました。
これだけの資料、すぐ調べられます。これだけの
資料があります。厚さ十七センチ余りになりますが、
こういう資料を一日ぐらいあればポイントのこと
ろは分かります。こういうふうに専門家であれば
分かるんですけれども、それが審査で承認されて
しまった。

このようなことは日常茶飯事です。例えば、血
糖を下げるのと同じ用量を動物を使ってみると心
臓が悪いということが分かっている薬、これはア
クテスという糖尿病の薬があります。薬と言えな
いものですね。発売されて、すぐに私たちに警告
しました。心臓が悪くなると。半年後に心不全が
報告されて、警告が出されました。

ほかにもあります。慢性心不全に用いられるア
カル黛イという強心剤がありますが、短期には効
果があるんですけど、これを長期間使うと死
亡率が一・八倍に高まります、使わないよりも。
その結果がアメリカでもうすぐ報告されるとい
うときに、この結果を待たずに、その直前の一九九
四年に駆け込みで承認されました。こんな危険な

薬を、薬と言えないようなものを売り続けている
のは日本だけであります。ところが、このものが
性肺炎はもつとあります。だから、わずかにがん
が小さくなる割に、その代わりに同じくらいの人
が死ぬということになります。皆さん、こんなも
のが薬として使える必要がない。

業の思いどおりになるのが目に見えるようであります。

○参考人(濱六郎君) もう少しで終わります。

新法人は運営の資金面でも企業からの大幅な資
金増が予定されています。アメリカのように五
〇%以上が企業資金で運営されているのでは、公
正な審査、監視は不可能であります。昨今アメリ
カで承認された新薬の中に問題薬が続出している
ということはこれをよく物語っています。新薬
は独立させて、企業とは資金的、人材的に完全に
独立させた組織、つまり直接国が実施すべき最重
要業務です。審査能力のある人材が国に乏しいと
いうことを理由に、企業に頼らざるを得ないとい
うふうな説明もされています。しかし、医療の開
発に必要な必須薬というものはほぼ開発し尽くさ
れています。ここ十年来がそうです。真に画期的
な新薬というものは急速に減少してしまって、現
在、国民のためになる本当に意味のある新薬は一
つか二つであります。あとは新規性のないゾロ新
とか先ほどのイレッサのようなものだけです。新
規なだけで価値の未定なもの、危険なもの、そう
いうものがたくさん出てきます。今後も当分この
ような傾向が続きます。このようなことから、欧
米では審査要員は縮小の傾向で検討されているは
どであります。

特殊分野の専門家というのは、自分自身の専
門分野の審査には甘くなります。その分野の、特
殊分野の権威になればなるほど総合評価の客観的
な質が落ちるという研究さえあります。したがつ
て、特殊な分野の審査といえども、安全対策には
組織の健全を保つには、活動内容が開示され
て第三者的監視が必要であります。監視を受けない
組織は必ず暴走いたします。数々の薬害の歴史が
示すように、企業は暴走してまいりました。適切
な監視を受けてこなかつたためであります。医薬
品は専門性の高い分野です。国で審査したとして
も、それを監視する第三者の機関が絶対に必要で
あります。アメリカでも市民監視組織の医薬専門
家の意見をしばしば聴取しております。このよう
にしてもまだ問題薬剤が続出しておられます。

日本では、審議会委員に薬害被害者代表とか推
薦する医薬専門家の正式参加は全くございません
。今こそ私たちが一九九六年に提案した、国の
承認とか安全対策が適切かどうかを監視する公的
な医薬品監視組織が必要であるということを訴え
たいと思います。

アメリカでは、イレッサの検討の際、企業の説
明、それから抗腫瘍諮問委員会の説明、それから
FDAのものの説明がありました。FDAが承
認延期の最終決定を下しておられます。この新法人
はこの三者と一緒にしてしまっていうものです。
しかも、実質的に審査する人材はすべて新法人に
移行します、国にはおりません。国独自の判断な
どできようはずがありません。

○参考人(湯浅和恵君) スティーブンス・ジョン
ソン症候群患者の会の湯浅和恵と申します。
今日は、私たち患者の意見をこのような場で述べ
させていただく機会を与えていただいたことを深く感謝申し上げます。

私は、初めて申しておきますけれども、ちょっと
と後遺症でのどが過敏になつていてますとの、ドラ
イアイのために途中でせき込む場合と、あと目薬
を差す場合があるので、お許しいただきたいと思
います。また、こういう場には不慣れでございま
すので、あらかじめ用意してきたものを読ませて
いただきますことを御了解いただきたいと思いま
す。

本法案については、医薬品等の審査、安全監視、
副作用被害者救済、研究開発振興を一つの独立行
政法人で行う一方で、医薬品副作用被害救済に関
しては現行の救済業務の仕組みを変えず引き続
き円滑に健康被害給付を実施するものと説明され
ています。

○委員長(金田勝年君) 時間が来ておりますの

私が強調したいことは、現行の医薬品機構は、副作用被害救済の責務を十分かつ円滑に果たしているとはとても言えないということです。それは全体の給付件数を見ても明白です。また、救済の認定基準の厳しさや給付金額の少なさも問題であり、これは司法の立場からも強い批判が出ていますので、後に御紹介します。

お手元の資料をごらんの上、話を聞いていただきたいたいと思います。資料を何枚か用意していますので、これはごらんになつていただきたいと思いますが。

また、東洋大学社会学部福祉学科片平教授の御協力の下で患者会の実態調査を行いました結果、救済を受けていないのが、ただいま会員の六五・二%、これは五十五年以前の発症であるということと、この制度自身を知らなかつたということがほとんどござります。また、五十五年以前の発症の患者の数は会員の約四分の一でございまして、その当時はまだ多少目が見えていたのがほとんど今は視力が出ないという方がほとんどでござります。

再認識していただきたいのは、薬害や副作用被害は毎年大量に発生し、大切な人生を奪つてしまふほど重篤なものが多く含むということです。そして、安全対策と救済措置がいかに重要か、私は身をもつてそのことを体験しました。

私は、昭和五十三年に歯学部を卒業、五年間の勤務医を経て昭和五十九年の一月に開業いたしました。八年目の平成三年の夏に風邪を引き、近医にて処方された風邪薬によってステイアーピンス・ジョンソン症候群より更に重篤な中毒性表皮壊死症を発症しました。突然の発症でした。高熱から始まり、ひどい腹痛を伴い、皮膚が赤くはれ水膨れが破れ、全身に広がりました。三つの病院を転々とする間に目がどんどん見えなくなり、真っ赤な下痢も始まりました。顔もひどい状態だったようですが、周囲の配慮により鏡を見たのは半年たつてからでした。

わせていただきますが、さきの薬事法の改正において行われました生物由来製品に関する安全確保対策の強化についてはどのように評価していらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

○参考人(内山充君) 先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、血液製剤による一番よく知られているのはH.I.Vの被害でございますけれども、これに関しましてはそれまで該当する救済制度がなかったということで、これをどうやって作ろうかということで寄り寄りみんなで非常に知恵を出し合って、法律にないものは作れないというところです。実は壁にぶち当たつておりましたが、今先生おっしゃいましたように、この法人の計画の中に、それから薬事法の中で特定生物由来製品という枠を設けて、代表的には血液製剤でありますけれども、それに関する安全性の確保対策をまず決めるということ、それから救済まで含めてそれが対処できるようになつたということは非常に進歩だと思つております。

それから、特に生物由来製品に関する、未知の感染症まで含めてこれを取り扱うことができるということ。それから、今お話しの中の薬事法における安全対策の評価ということに関しましては、現在最高の技術、これはN.A.T検査なんかを言うわけですから、最高の技術を全部動員して、それですけれども、最高の技術を全部動員して、そして執拗にできることは全部やるというような感じの安全対策の中身になつておりますから、今のところはこれしかできないだろうというふうに考えております。

ただ、これは技術の進歩もあることだし、それから先ほど未知のと申しましたけれども、また新しい事実が見付かれば、それに対する対応を大至急検討していく必要があるうかと考えております。

○沢たまき君 安全対策については、現在国に寄せられている大量の副作用等報告の収集、整理、提供等を新法人において行うこととするにとよって安全対策が高度化、重層化することになると聞いておりますが、そこで内山参考人にお伺い

しますが、安全対策を新法人の主要業務の一つとして行っていくことについてどのように評価されているか、お聞きをしたいと思います。

○参考人(内山充君) 安全対策というのは、情報の収集、それからその解析とそれから適切な開示及び迅速な対策ということにならうかと思いま

す。

先ほども、その点につきましては、この法人の組織がこれまでにも増して最も多くの情報を最も速やかに収集できる体制になつているというふうに考えますので、対策まで含めまして最も速やかな対応ができるのではないかと思われます。

それから、安全情報というのは、一口に収集と申しましても極めて膨大な数になりますので、それを一ヵ所でやるために十分なこれもやはり費用とそれから人手が必要になつてしまいますが、それらに対しても対応ができる組織だと考えておりますので、これまでよりはるかに、これは国際的なレベルまでその辺は上げられるのではないかと期待しております。

○沢たまき君 研究開発の見直しについてちょっと伺いたいんですが、二十一世紀はバイオ、ケノム時代とも言われておりますが、国際的にも新薬の開発の競争が激化の一途をたどっておりますが、こうした状況を踏まえて、医薬品・医療機器の研究開発は国としても重点的に取り組んでいくべき分野であると考えております。

今回の独立行政法人化に当たって医薬品機構の研究開発振興業務は一部を見直した上で新独立法に継承することとなると聞いておりますが、そこで藤山参考人伺いますが、産業振興的観点から見えた場合、今般の研究振興に関する見直しをどのように評価されているか、お伺いしたいと思います。

○参考人(藤山朗君) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構というものがこれまで基礎研究の推進、これは医薬品の開発研究そのものを支援してきたわけありますが、もとと基盤的なところの基礎研究の推進を目的として、これまで出融資事業を行うとともにオーファンドラッグの開発支

援事業というのも行つてまいりました。

このうち、出融資事業ということにつきましては、今般の改正案におきましては、これは廃止し

ます。出資事業ということになります。出資事業といふことで、それよりも早く説明をお受け

になりました。されば次に湯浅参考人にお聞きしたいと思

ます。

○井上美代君 ありがとうございます。

被災者の皆さん方が説明をお受けになつたのは九月の中旬ですので、それよりも早く説明をお受け

ております。

○井上美代君 ありがとうございます。

被災者の皆さん方が説明をお受けになつたのは九月の中旬ですので、それよりも早く説明をお受け

またまた掛かった先生方によつて後遺症が左右されるのは遺憾だと思つておりますけれども、具体的にどうしたら全国の先生方に行き渡るんだろうかという具体的な案はちよと今すぐは浮かびませんが。申し訳ございません。

○井上美代君 どうもありがとうございます。次に濱参考人にお聞きしたいのですが、安全対策業務にかかわつて副作用情報の収集、整理そしてまた分析、それに基づく対応が私大変重要であるというふうに思つておりますが、今回独法化に当たり、情報の収集、整理そしてまた分析というのが厚労省から独立法に移されていきます。それで、このことに対する先生の御見解を是非お聞きしたいというふうに思います。

○参考人(濱六郎君) 現在でも、副作用情報が医師から直接厚生労働省に報告されることもありますし、企業に報告されてそれから企業が報告する

というシステムもござりますけれども、いずれにしましても、先ほどちよとアクトスのことで触れましたですが、以前は副作用情報を集めたものを厚生労働省でインターネットで公開しておりました。一年間ぐらい公開しておりましたが、現在では全然公開されておりません。

しかし、情報というのは、それほど整理しなくても、ともかく医師から上がつてくるものはこういうものが来ていると、それを評価するのはそれぞの人間でありますから、それをきちんと全体に公開してほしいというふうに思います。それは別にそれほど大きな、大人数がなくともできると思ひますので、独立法人に移行して企業の人を採用するというそういうシステムを取らなくても、人数を少しだけ増やして厚生労働省自体で行うといふことは十分にできますから、そういう形で情報を開示するということをしつかりとやつていただきたい。何もこれは独立法人に移行する必要はないというふうに考えます。

○井上美代君 どうもあります。それでは次に高橋参考人にお願いをいたします。

先ほど、藤山参考人の御答弁がありましたが、ども、法案が製薬会社に先に説明があつていて、いうこの問題について一つはどういうふうにお考

えになるのかというのをひとつお願いしたいのと、もう一つお聞きしたいということがあります。

それは、今回機構の名称が変わります。そして、教済という言葉がそこから削られてしまう。何か私どもはこのことだけでも國の責任が後退するというふうに思うわけなんですかね、本来の被

害者救済から医薬品の開発を中心の機構に変質していくんじやないだろかという、そういう心配をかなり多くの方からお聞きしているんですね。だから、教済業務の問題についてもいろいろお話を伺つたんですけれども、更に御意見があれば、是非この機会に述べていただきたいというふうに思つておりますので、よろしくお願ひします。

その二問です。

○参考人(高橋豊榮君) 私たちがどうなるのかということを厚生労働省に質問していると、あんたの方の恒久対策は一步も減さない、後退させない絶対安全、今から後退させないから心配するなどいうことをぎつしり言つてきたんですよ。そうしておいて製薬会社には説明してあるんですね。出

てきたものを見たら全然違うんですね、私たちに言つていたことと中身がすごい腹立ちましたよ。はつきり言つて、被害情報が集まつて、スマモンの被害者として、私は機構法ができるときの事務局長です、スマモンの。薬事法を私たち変えて、もし副作用情報が大きめう出てきたらすぐ国は責任を持つて回収すると。もうこれで懲りたと思つて、いたんですよ、サリードマイドとスマモンと統いたから。ところが、全然そのことは使わないでしようとやつていただきたい。何もこれは独立法人に移行する必要はないというふうに考えます。

○井上美代君 どうあります。それをやつておいて、自分が。そのことが一つ。

それからもう一つは何でしたか。

○井上美代君 機構から文字が消えたりしているんですけれども、そのことについて。

○参考人(高橋豊榮君) それはもう、必死になつて私たちがやつて、実は私たちはそれ以前の薬害

ノーモア・スマモン言いながら今も運動を続けています。この法案についても、一円の得にもならぬのにこれ言つているのは、そのことを言つているんです。

だから、被害救済基金というのは名前も機構もきちつと残していただきたいし、それからステイプンス症候群は、言つていますように非常に審査を、私も高知で同僚の先生が薬害を受けてやつたことがありますけれども、申請したならなかなか通さないんですよ。何回も何回も厚生省と交渉してやつているうちにやつと通した。そういう非常に厳しいことをやつて通さない。そうしてお金が余つたといつて徴収金は減す。そういうことをやつてきているんですよ、現に。

それから、知らなかつたら言いますけれども、私たちもうこれがでけてからずっと、各病院や診療所の窓口へもこの制度があるということを、チラシ置いておけということや、ぎつしり毎年のように要求してきた。何もしないでしようが。

○井上美代君 終わります。ありがとうございます。

○参考人(高橋豊榮君) 私もそういう研究がどうい

うところに委託されるかと、いうこと自体を今回問題にしておるわけではありません。一番問題であるのは、企業から人が組織に入つてそれで薬の承認の審査を行う、それから市販後の安全対策を行つところのその業務に直接タッチする、それでまた企業に帰つていかれる、このところを問題にしているわけでありまして、是非その点について聞いていただければお答えしたいと思います。

○参考人(濱六郎君) 私もそういう研究がどうい

うところに委託されるかと、いうこと自体を今回問題にしておるわけではありません。一番問題であるのは、企業から人が組織に入つてそれで薬の承認の審査を行う、それから市販後の安全対策を行つところのその業務に直接タッチする、それでまた企業に帰つていかれる、このところを問題にしているわけでありまして、是非その点について聞いて聞いていただければお答えしたいと思ひます。

○参考人(西川きよし君) これからまだ委員会も続きますので、今日皆さん方にお伺いした内容をしつかりあしたからの委員会質問にもプラスにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

○参考人(西川きよし君) これからまだ委員会も続きますので、今日皆さん方にお伺いした内容をしつかりあしたからの委員会質問にもプラスにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

次に、医薬品そして医療機器の審査です。この審査は、これまで公務員である審査官が担当してきたわけですけれども、今後は非公務員であります機構の職員が行うことになりますが、そういうたしますと人件費は基本的に製薬会社から手数料の収入によつて賄われるということになりますが、そうなると果たして公正な審査ができるのかなど、我々も、素人ですけれどもそういうやつぱり疑問を持つわけですから。

これについてお伺いを皆さんにいたしますと、大臣はこういうふうにお答えになりましたので、今から僕が申し上げることをよくお聞きになつてお答えをいただきたいと思います。検査をするときには手数料は当然もらうが、それによつて検査結果をゆがめるようなことは研究するべき人の立場から考えられないで全く心配はしていない、

○参考人(高橋豊榮君) 人間というのはお金ももが直接かかわるわけではございませんので、ちょっと私がお答えするには適当でない御質問かと思いますが。

えて いるべき です よ。そ れが 一 つ です。

だから、製薬会社から金を取るんではなくて、安全対策や何は国の費用でやらんといかぬということを私たちは言っているんですよ。投げたらいでしょ、国民党は。ということは、高くても安全なものを国民党は買うんですよ。税金をそういうふうに使つても国民党の反発はないと思うんですよ。逆の使い方をせんとつてほしいと。それは、いろんなことを言うけれども、毎日毎日の安全でしょう、安全の問題でしょう、食品や医薬品といふのは。ここをきちんとしないで、ここへ金を使わないでほかへ使うのは間違いじやないですかね。例えば公取なんか、独立法人、金のことがちょっと何すればわあわあわあ言いますけれども、命やこの健康の問題を何でもっと問題にせよ。例えは公取なんか、独立法人、金のことがあなたの命と、私はそのことを指摘したいと。ただ合理化のために三つあるところを、二つあるところを一つにして金が安くなつた、製薬会社から金集めるから税金安くなる。国民党はそんなことを望んでおるんじゃないですよ。金は要つても安全にきちんと生活できることを、そのことを望んでいるということを知つていただきたいと思うんですよ。

以上です。

○西川きよし君 ありがとうございました。

最後の質問にさせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

次に、この着火の防止、今の関連するわけですが、それとも、着火の防止という観点から、新しい機構の職員を製薬会社などから採用するのを規制して、機構の役員や職員が製薬会社などに転職をするのは禁止すべきではないかという意見がたくさんあります。

これに対し、今度は、これから聞いていたい

だきたいんですが、政府側は、製薬会社などから採用する場合は、この企業と身分上のつながりを

持たないことを条件とし、任命権者が適切に判断

をすることで、審査をして調査、そういうったことで疑念が生じないようにしてみたいというふうに考えております。今後は就業規則や倫理規則などを作ることなどを検討しております。そして、機構の役員や職員が製薬会社に転職をするのを禁止するのは職業選択の自由に反するのでなかなか難しいですけれども、役員には退職後守秘義務を法法律上定めているのでこの心配はないというふうに答えられましたんです。

業から研究費をいただくと公正な研究結果が得出しないということを研究している、そういう研究結果も公表されております。実際にそれができます。せん。そういうことがありますので、実際に公平な審査はできないというふうに思いますので、是非ともこのことはよくお考えいただきたいというふうに思います。

○西川きよし君　ありがとうございました。

終わります。

私は決してそういうふうには考えておりません。そういうものはすべてを含めて、過去の教訓を生かして、そして正しい評価をするということに生かされるべきだと考えておりますから、今度の機構の運営には期待をしているということでござります。

いろいろなことを言うけれども、毎日毎日の安全で
よ、逆の使い方をせんとつてほしいと、それは
しょう、安全の問題でしよう、食品や医薬品とい
うのは、ここをきちとしないで、ここへ金を使
わないでほかへ使うのは間違いじゃないですか
と。例えば公取なんか、独立法人、金のことが
ちょっと何すればわあわあわあわあ言いますけれど
ども、命やこの健康の問題を何でもっと問題にせ
ぬのかと、私はそのことを指摘したいと。

ただ合理化のために三つあるところを、二つある
ところを一つにして金が安くなつた、製薬会社
から金集めるから税金安くなる。国民はそんなこ
とを望んでおるんじゃないですよ。金は要つても
安全にきちんと生活できることを、そのことを望
んでいるということを知つていただきたいと思う
んですよ。

○参考人(濱六郎君) 転職、身分のつながりはない
いというふうにおっしゃいますけれども、それが
どういうことを意味するか非常にあいまいです。
実際に転職することが規制できないということ
であれば、守秘義務を幾ら課したところで、これ
は人のことですからどこでどういうふうに漏れる
か分からぬ。それと、漏らした方だけに罰則規
定がありますけれども、漏られた方に対する罰
則規定が何もない。こういう状態では、しかも罰
則規定、守秘義務に違反した場合の罰則なんかも
非常に低い。そういう状態でその守秘義務が守れ
るのかどうか。

それから、資料の提供を求めて、求めに応じ
なくても三十三万円という罰金しか掛からないと。

ございました。

スマモン、サリドマイド、エイズ、それからヤコブのライオデュラの問題等々、多くの人たちの命と引き換えたように薬事法の改正が行われ、こうした医薬品・医療機器総合機構法案というものが、あつたと思うんですが、どうして日本でそういうふた場合の緊急対応が遅れて被害を拡大してきたのかということを考えますと、この教訓を、今回の医薬品・医療機器総合機構というものを設立し運営するに当たってどう生かしていくのが一番いいのか、この点について御意見ございましたら五人の参考人の方にお尋ねをしたいと思います。

○委員長（金田勝年君） 順次お願ひいたします。

○参考人（内山充君） 過去の教訓を生かすといふことは最も大切なことであろうと思われます。これもやはり知るべきことをすべて能率よく知る

掛かっている人員が余りにも少な過ぎる。FICA
に比べますと十分のぐらいでございます。
そういうものの質量の増強が必要であるとい
うところから、国家公務員定員法などの関係もあ
りましてこういった機構という形になつてきました
と、こう思つておりますと、さらに内容及び人材
の数、こういったものの充実はどうしても必要で
ござりますので、今回の機構という形については
私ども賛成しているわけでございます。
こういったエージェンシーを作つて、それに業
務の一部を委託するということはヨーロッパでも
各國で割に行われているところでございまして、
例えば人の交流なども実際に行われておりますけ
れども、それによつて癪が起きたというふうに
は私どもは考えておりません。

○西川きよし君 ありがとうございました。
最後の質問にさせていただきたいと思います。
ありがとうございます。
次に、この癒着の防止、今のに関連するわけでは
すけれども、癒着の防止という観点から、新しい
機構の職員を製薬会社などから採用するのを規制す
して、機構の役員や職員が製薬会社などに転職を
するのは禁止すべきではないかという意見がたくさん
さんあります。

これに対して、今度は、これから聞いていた
だきたいんですが、政府側は、製薬会社などから
採用する場合は、この企業と身分上のつながりを
持たないことを条件とし、任命権者が適切に判断す

そういう罰則規定でどうして資料の提供を積極的にさせることができるのか。しかも、それをしないくて通過すれば、これは百億円、何百億円、あるいは場合によっては年間一千億円以上も収入が見込まれると。そういうふうな状態にある者にどうして守秘義務ということだけで規制することができるのかと、ということを非常に疑問に思います。

したがって、これはもう本当に国の機関として、国の組織として実際に実施するということをしなければ不可能だと、そういう公正な審査というものは不可能だというふうに思います。

人が金をもらって公正なことができないといふのは、研究者にとつても、これはもう非常に、企

いうこと、それから、それを分からぬ場合に自分だけで判断しないでなるべく多くの人と共通の情報を持ち適切な判断をするということが最も大切であります。その判断というのが、私が先ほど申し上げております評価科学というサイエンスとして今取り上げられます。

私は機構にそういう雰囲気を実は期待しております、先ほど来機構が、御質問の内容と外れるところからいただくかもしれません、国の直接関与の仕事でないような印象であるとか、それから企業の下請であるような印象であるとか、それからそこの職員は企業のお金で雇われているような感じの発言というのがございましたけれども、

ジョンソンでござりますけれども、このMCAの現在の長官のドクター・キース・ジョーンズといふ方は元民間の製薬企業の研究者でございまして、私もその当時からよく知っている人物でございますが、それによつて英國のMCAが企業寄りであるという批判は聞いたことがございませんし、これは純粋に運用の問題であるというふうに考えております。

○大脇雅子君 五十分までしか時間がないので、済みません、時間ですので、よろしくお願ひします。

○委員長(金田勝年君) 限られた時間ですので、簡潔にお願いいたします。

—

○参考人（藤山朗君） 以上でござります。
○参考人（高橋豊榮君） 教訓を生かすというよりも、私は教訓を無視している。最初意見のときに無視しているという言葉を使いましたけれども、エイズの問題が起こったのは本当にこの間でしょ。そのときに、スマモンが薬事法を変えてあったのに回収しなかった。それを、本当にこの間のことだ。まだこういう法案を出してきている。これは、教訓を大事にして今後起こさないようにするということじやなくて、無視してやろうとしているんです。それに私は腹が立つんです。
国がきちんと審査をし、それからこれにかかるわってきちつと調査、審査やった人は天下りしながら、命にかかることで。そこまできちつと厳しくやつたら癪着と言われないでしようよ。二年たつたら天下りできるんだつたら、ミドリ十字のエイズ起こしたようなああいう問題が出てくるんですよ、それでも。それぐらい厳しい規範を持つべきであるということです、本当に教訓を守るうとするんなら。そういうことです。
以上です。
○参考人（濱六郎君） 教訓といいますのは、やはりそれが生かされて初めて教訓を生かしたということであります。
今まで高橋参考人もおっしゃいましたが、一九七九年に薬事法が改定になりました。これはサリドマイド、スモンの薬害反省したからであります。ところが、それ以前の十年間に比べると、それ以降の八〇年以降かえってたくさんの薬剤、新薬が承認されました。それまでは三十種類、年間ですね、一年間三十種類ぐらいであったのが四十五種類、五十種類と、一年間にもうひとつと承認されました。
その結果出てきたのが、例えばいわゆるホパテン酸に始まる、ホパテに始まる脳代謝改善剤、それからこれまで薬害を起こしてきました、薬害工izesを起こしてきた血液製剤、それの新しい承認が取られる。こういうふうなことで教訓が生かされないままずっと来ました。その間、八〇年代に

はヤコブ病の乾燥硬膜もアメリカでは一例で中止したのに日本ではずっと続けて使われたと。ソリブジンの事件が九〇年代になつても起つておりますし、華害肝炎も現在も起つております。それから、今度のイレッサ、これも大きな華害になるとおもいます。それから、アクトスという、必ずこれは動物実験で悪いということが分かっているものが実際に使われております。必ずこれも華害として大きく取り上げられる可能性があるものであります。

こういうふうに教訓が一向に生かされていません。しかも、それを更に企業の人が入った組織でやろうとしている。これでは絶対に教訓は生かされないというふうに確信いたします。

○参考人(湯浅和恵君) 私も不勉強ながらも、そういう数々の新薬の開発における華害がどんどん増えているということは耳にしておりますけれども、薬が素早く承認され被害が起きたときに回収が遅れるというのが何か今までの、承認されるのが何かななかなが遅くて、被害が出てもなかなか回収されないというの今までの現状だったようにも思いますけれども。

ちょっと個人的なあれですけれども、私たちのSJS及びTENを二年間にわたりて二十二例発症した薬がございまして、その薬に関してMRGが各医師たちの元に行つて、先生、死んでいいからどんどん使ってくださいという説明をしたということをちょっと耳にしまして、このことは私はすごい遺憾でありました。のことだけはちょっとと一言申し述べさせていただきました。

○大脇雅子君 先ほど、藤山参考人、失礼しました。ちょっと時間がござりますので、要するに、こうした今までの薬害訴訟の過去の経験を生かすためにあるべき機構への御提言ございますでしょうか。

○参考人(藤山朗君) これは各参考人の皆さんから言われましたように、たとえ費用の一部を負担しても、この費用の一部を負担するということは、こうした今までの薬害訴訟の過去の経験を生かすためにあるべき機構への御提言ございますが、やはり各国で行われていることでございますが、やはり

これは明確に國の責任であるということで國が責
任をきつちり果たしていくべきことが必要でござ
りますし、機構は十分必要なだけの機能を充実し
た上できつちり中立を守った運営をやつていただき
たい、これは純粹に運営の問題であるというふ
うに考えております。

○大脇雅子君 ありがとうございました。
終わります。

○委員長(金田勝年君) 以上で参考人に対する質
疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意
見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。
委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。
どうもありがとうございました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

ど社会制度の拡充に熱い期待を寄せている。しかる難病の公費医療制度に患者負担が導入され、重症度基準も導入された。また、二〇〇一年度から難病認定適正化事業が実施され、難病患者らは自己負担による受診抑制だけでなく、認定さえがら闘病生活を送つてゐる。これらの患者や家族が、入院であれ、在宅であれ、患者の希望に応じて安心して医療を受け、毎日を生きがいを持つて過ごすことができるよう、すべての難病・慢性疾患患者のための総合的な難病对策策の早期確立を強く要望する。

請願者 大阪府泉州郡岬町深日一、三、五
紹介議員 ノ三 赤井早智外六百七十九名
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第二二七号 平成十四年十一月十九日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜市高森町六ノ一四ノ一 吉田
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二五四号 平成十四年十一月十九日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐竹台三ノ七ノ四
山本久子外七百十二名

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第一五五号 平成十四年十一月十九日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 岐阜県各務原市松が丘一ノ六
篠田恵理子外百六名

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二二八〇号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 大阪府枚方市諸榮町五ノ一三
村健外五百四十名

紹介議員 井上 哲士君

世帯は年々増加し、子育てをしながらで思うよう
当はますます欠かせないものとなつてゐる。母子

な仕事に就けず、生活費を得るために朝昼夜と働かなければならぬなど必死で生活している。女の賃金は男生に比べて低く、母子世帯の年間又

性の資金に異性に比して多く、母子世帯の金額が

第七部 厚生労働委員会会議録第十号 平成十四年十二月二日 【参議院】

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二八八号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 高知市高須六九三ノ一二 藤崎豊
外五百四十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二八九号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 山梨県甲府市池田二ノ四ノ一二
上田勝巳外五百四十名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九〇号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 鮎美外五百四十名
高知市若草町一ノ五七ノ六 渡辺

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九一号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 鮎美外五百四十名
高知市若草町一ノ五七ノ六 渡辺

紹介議員 富権 練三君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九二号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ三三一ノ
中の止に関する請願

紹介議員 一六 佐藤美智香外五百四十名
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九三号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 神奈川県厚木市妻田東二ノ二一ノ
六 今井義栄外五百四十名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九四号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 内藤由美子外五百四十名
静岡県浜松市丸塚町二八八ノ四

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九五号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町西老蘇一三〇
ノ五五 安田俊一外五百四十名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九六号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 山梨県甲府市飯田四ノ二ノ三
長坂典子外五百四十名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九七号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ三三一ノ
中の止に関する請願

請願者 大阪府吹田市原町一ノ三三一ノ一八
平岡つや子外五百四十名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九八号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 島根県松江市東津田町一、七〇七
ノ六 大木真理子外五百四十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二九九号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の減額や支給期間の短縮など、改悪の中止に関する請願

請願者 茨城県土浦市中七一四ノ一七
三 上満也外五百四十名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第三〇〇号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願

請願者 大阪市大正区北村一ノ一ノ一一
寺垣誠外四百八名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第三〇一号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町一七ノ九、上
原進次外四百二十二名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三〇二号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願

請願者 北海道小樽市天神一ノ五ノ三〇
小田幸二外四百八名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三〇三号 平成十四年十一月二十日受理
児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願

請願者 大阪市西淀川区野里一ノ一四ノ二
井上哲夫外四百八名

打撃である。小泉内閣は、さらに法律そのものを改悪し、一〇〇三年度から実施しようとしている。支給期間が五年を過ぎたら、手当を減額するとしている。また、求職活動をしないことなどを口実にして、手当の切りや減額ができるとしている。今日の不況の下で、希望する仕事がなかなか見つからないのが現実である。政府がやるべきことは、社会的弱者である母子家庭を苦しめることではなく、本人の希望に見合った仕事を保障することである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、二〇〇二年八月からの手当の切下げを中止し、手当額を引き上げること。
二、前夫からの養育費を手当が受けられる基準となる収入に入れないこと。
三、支給が五年を過ぎても手当を減額しないこと。

紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三〇四号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 福島市 笹木野字西原二ノ七八 天井京子外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 岩佐 恵美君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三〇五号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 福岡県春日市桜ヶ丘八ノ一二〇 田内親助外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 緒方 靖夫君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三〇六号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 福岡市早良区野芥八ノ一二ノ一四 橋本ゆかり外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 大沢 辰美君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三一二号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 横浜市港南区港南五ノ一三ノ二二 田中真紀史君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 大門 美紀史君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三一三号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 埼玉県東松山市下野本一、九二〇 石井泰子外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 富樺 練三君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三一四号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 札幌市東区北十二条東四ノ三〇ノ二 二七 笹田定子外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三一五号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 横浜市港南区港南五ノ一三ノ二二 伊藤道子外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 林 紀子君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三一六号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 北海道小樽市高島二ノ一六ノ一 坂上シマ子外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 井上 哲士君	母子家庭の母親の就業状況は、昨今の厳しい経済情勢や雇用の流動化、幼児を持つ母親の就業困難等からパート・臨時などの不安定な雇用が増えている。母子家庭の平均収入は二三九万円（一九九八年）で一般世帯の三五%にすぎず、離婚の場合に父親から養育費を現在も受けているのはわずか二割しかない。懸命に働いても母子の生活を支えることが困難な実態である。離婚の増加等により母子家庭が増えており、児童扶養手当制度は母子家庭の生活を支える命綱となっている。ところが政府は、児童扶養手当の支給開始から五年経過したとき等は、半額以上を確保して減額する。父親からの養育費は母親の所得に加算する等の児童扶養手当法の一部改正法案を提出した。また、年収一三〇万円以上は一円ごとに手当額を年一、〇〇〇円ずつ減額する政令改定が行われており、これにより四六%の家庭は手当額が減額され、増額となるのはわずか三%にすぎない。事業主に対する請願
第三一七号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 大阪市西淀川区姫島二ノ七ノ六 土田英男外四百八名	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
紹介議員 宮本 岳志君	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
第三一八号 平成十四年十一月二十日受理	児童扶養手当の相次ぐ減額や更なる改悪反対に関する請願
請願者 福島市南矢野目字高田一三ノ一	この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

しく、親が安定した職を得られるようにする実効性のある就労支援策とともに、母子家庭の命綱となつてゐる児童扶養手当制度の改正こそが求められている。

ついては、次の事項について実現を図らねたい。

一、児童扶養手当の支給開始から五年経過後等における支給額の減額及び父親からの養育費を母親の所得に加算する児童扶養手当法一部改正はやめ、児童扶養手当を抜本的に拡充すること。

第三二一号 平成十四年十一月二十日受理

児童扶養手当法の改悪反対、児童扶養手当の抜本的拡充に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町六ノ一〇
ノ七 上田敏夫外七百六十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二二号 平成十四年十一月二十日受理

児童扶養手当法の改悪反対、児童扶養手当の抜本的拡充に関する請願

請願者 岩手県水沢市泉町七ノ三一 四谷
守外七百六十二名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二三号 平成十四年十一月二十日受理

児童扶養手当法の改悪反対、児童扶養手当の抜本的拡充に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡竜王町川上八八 甲
津千秋外七百六十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二四号 平成十四年十一月二十日受理

児童扶養手当法の改悪反対、児童扶養手当の抜本的拡充に関する請願

請願者 東京都足立区古千谷本町四ノ八ノ
一〇 那須奈美子外七百六十二名

紹介議員 小池 見君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 朝倉 一子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 伊藤和義外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 広島県福山市水呑町四、〇二一
一三 矢野努外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 久保田ミチ子外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 五一小高橋博之外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 久保田ミチ子外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 久保田ミチ子外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 久保田ミチ子外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 久保田ミチ子外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

請願者 名古屋市千種区千代が丘一ノ一〇
八ノ三一〇 山梨直子外七百六十二名

二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 佐藤 一子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 瑞枝外七百六十二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

紹介議員 佐藤 一子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

平成十四年十二月六日印刷

平成十四年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F